

## 前漢初期における県の軍事組織について

小林 文治

はじめに

秦漢時代の軍事制度は中国古代史において重要な問題の一つである。その研究については濱口重國氏以来、主に兵制をめぐって議論が展開されてきた。<sup>(1)</sup> 主な論点は、兵卒の就役形態や性質などであるが、その兵制のもと、当時の地方軍事組織がいかに編制されていたのかについても注目されてきた。例えば藤田勝久氏は、秦始皇帝陵兵馬俑の編制に注目し、そこから郡県下の軍事組織を推測している。<sup>(2)</sup> また重近啓樹氏は、戦国秦〜前漢初期にかけて、軍事組織が県を主体として構成されていたとし、<sup>(3)</sup> 佐藤直人氏は、県は多大な軍事力を有し、時には軍事行動を起こしていたとす

るなど、<sup>(4)</sup> 近年、県の軍事的独立性の高さが指摘されている。このように、郡県の軍事組織を復元しようという試みは行われてはいるものの、史料制約などのため、その実態は依然として不明な点が多い。特に、県において編制される軍事組織については、秦漢時代を通して重要性が指摘されているのにも関わらず、内実はほとんどわかっていない状態であるように思われる。従って、先行研究を踏まえて現在における秦漢軍事制度史研究の課題の一つを指摘するならば、県において編制される軍事組織がいかなるものであったのかを明らかにすることと云えよう。

そこで張家山漢簡「二年律令」を見てみると、盜賊捕縛に関して、吏卒が守るべき規則や、吏卒が犯す過失等に適用すべき刑罰を記した条文が存在し、<sup>(5)</sup> さらに張家山漢簡

「奏讞書」 案例一八には、「二年律令」に見えるような規定に則して行われた盜賊捕縛の実例と思しき記述が見える。以上の出土文字資料からは盜賊捕縛に際し、官はいかなる場合にいかに対応すべきかがうかがえ、秦く前漢初期における盜賊捕縛体制をより明らかにできると期待されるのである。さらに伝世文献では、前漢中後期において盜賊が頻発した時、官がどのように事態を鎮圧していたかがうかがえる史料が散見するので、時代の異なる両例を比較すれば、秦く前漢初期における盜賊捕縛体制の特徴がさらに明らかになると言えよう。

そもそも盜賊の発生状況は様々であり、武装・集団化し、いわば反乱集団を形成する場合も起こり得る。このような場合、官はそれを捕縛するに十分な組織を編制しなければならぬ。するとその組織は時に軍事的要素を持つことが想定される。従って武装・集団化した盜賊を捕縛する時、官は軍事組織とも言ううる捕縛隊を編制していた可能性がある。とすると、盜賊捕縛隊の編制から、軍事組織の編制を類推することも可能なのではないだろうか。そこで本稿では、「二年律令」・「奏讞書」 案例一八などに見える盜賊捕縛体制の検討を通して、特に前漢初期において、県の編制する軍事組織がいかなるもので、そこにいかなる特徴があるのかを明らかにしたい。

前漢初期における県の軍事組織について

## 第一節 「戍辺刑」と県令・県尉の關係

まず最初に、盜賊捕縛の際などに過失を犯した吏卒に対する処罰規定について見てみたい。ここでは規定違反者に対し多くの場合「戍辺刑」が科されていることに注目される。「戍辺刑」とは、一定期間辺境防備を科す刑罰である。これについては、先行研究では軍事に關係する刑罰と指摘されており、特に宮宅潔氏は、男性のみに科されるという点に注目し、「戍辺刑」はもともと軍事法規と深い關係にあるとしている<sup>⑥</sup>。ただし、宮宅氏は、刑罰体系上に「戍辺刑」がどのように位置づけられるかという視点から「戍辺刑」を検討しているため、必ずしも「戍辺刑」の軍事的側面について言及してはいない。従って、「二年律令」中の「戍辺刑」に關する各条文には軍事面においてどのような特徴があるのか、あらためて詳細に検討する必要がある。そこで、まず「戍辺刑」がどのような者に科されているか検討したい。なお、本節では便宜的に「戍辺刑」に關する条文は番号をふって用例をみる。その際、雜律・戸律などに見える例は、必ずしも軍事とは關連しないと思われるので、本稿では検討から除外する<sup>⑦</sup>。

① 盜賊發するや、士吏・求盜の部者、及び令・丞・尉、

覺智(知)せずんば、士吏・求盜、皆な卒を以て戍邊二歳。令・丞・尉は、罰金各々四兩。令・丞・尉、能く先に覺智(知)し、求めて其の盜賊を捕う、及び自ら効し、吏の部主者を論ぜば、令・丞・尉の罰を除け。一歳中に盜賊、發して令・丞・尉、覺智(知)せざる所三發以上ならば、皆な不勝任と爲し、之を免ぜよ。

(捕律第一四四簡・一四五簡)

②盜かに黄金を邊の關・徼より出だすに、吏・卒・徒の部主者、智(知)りて出だす、及び索めずんば、與に同罪。智(知)らず、索むるも得えずんば、戍邊二歳。

(盜律第七六簡)

①は、盜賊發生時、責任者である士吏・求盜、及び令・丞・尉がその發生を察知できなかった場合、責任のある全ての士吏・求盜に戍邊二年、令・丞・尉に罰金四兩を科すことを定める。士吏について、于豪亮氏は後掲③のように睡虎地秦簡では県尉より下級、屯長よりも上級の官吏であるとす。①でも士吏は求盜と並記されており、少なくとも県尉よりも下級で、求盜などを直接管理する官と言え。求盜については、水間大輔氏は、民が輪番交代した徭役の一つとしており、これによれば求盜は官ではなく②に見えるような「卒」の身分の者と思われる。

②は、辺境の關・徼からの黄金の不当持ち出しについて、

管轄責任者である吏・卒・徒が知りながらそれを見逃した場合、及び搜索しなかった場合、吏・卒・徒はともに同罪、察知できなかったり、搜索してもその黄金及び犯人を得ることができなかった場合は戍邊二年を科すことを定める。ここでも吏・卒・徒といった①の士吏・求盜が含まれる身分の者が「戍邊刑」を科されている。

以上の例からは士吏・求盜や吏・卒・徒という実際に盜賊の捕縛や黄金不当持ち出しの搜索に従事する者に「戍邊刑」が科され、県令・県丞・県尉には科されないことがわかる。次に睡虎地秦簡の例を見てみたい。睡虎地秦簡中では、「二年律令」に見えるような「戍：歳」という形式ではない条文も「戍邊刑」の一種として見る研究もあるが、ここでは嚴密に「戍：歳」と書かれる例のみを挙げる。すると、睡虎地秦簡中では次の一条のみとなる。

③軍中に稟するに當らずして稟する者は、皆な貲二甲。

灋(廢)す。吏に非ざるや、戍二歳。徒食・敦(屯)

長・僕射、告せずんば、貲戍一歳。令・尉・士吏、得えずんば、貲一甲。●軍人の稟する稟を過縣に及ぶ所に買(賣)らば、貲戍二歳。車食を同じうする屯長・僕射、告せずんば、戍一歳。縣司空・司空佐史・士吏の將いる者、得えずんば、貲一甲。邦司空は一盾。

(「秦律雜抄」第三三九—三四三簡)

ここでは、軍中で官からの支給物を受け取るべきでない者が受け取った場合、その違反者に貲一甲を科し、さらに違反者が官吏の場合、廢官とし、違反者が官吏ではない場合は戍辺二年を科す。そして徒食・屯長・僕射が告発しなかった場合は戍辺一年分の貲刑、令・尉・士吏が犯人を捕らえることが出来なかった場合は貲一甲を科すことを定める。徒食は、「同食」・「同車食」と同義で、軍隊内の同僚といった意味とされる。<sup>(12)</sup> 屯長・僕射については、于氏は、前者を伍人を取りまとめる役割の者、後者を士吏より下級、屯長より上級にある官とする。<sup>(13)</sup> ここでは令・尉・士吏に「戍辺刑」は科されなかったことがわかる。

以上のように戦国秦・前漢初期の「戍辺刑」に関する条文を見てみると、「戍辺刑」は卒や徒、下級官吏に科される傾向にあったことがわかる。ただ士吏については①・③に見えるように「戍辺刑」を科される場合と科されない場合があるが、少なくとも県令・県尉は以上の例では連坐することがあっても「戍辺刑」は科されなかったごとくである。しかし次の例を見てみると、県令や県尉にも科される場合があることがわかる。

④羣盜の人を殺傷す・人を賊殺傷す・強盜す、即ち縣・道に發せば、縣・道、亟やかに爲に吏・徒の以て之を追捕するに足るを發し、尉、分將し、令、兼將し、亟

前漢初期における県の軍事組織について

やかに盜賊の發及するの所に詣り、窮を以て之を追捕せよ。敢えて□界して環(還)る毋かれ。吏、徒を將い、盜賊を追求するに、必ず之を伍とせよ。盜賊、短兵を以て其の將及び伍人を殺傷し、而して捕得すること能わずんば、皆戍邊二歳。卅日中に能く其の半以上を得えば、盡く其の罪を除け。得うるも半に能わずんば、得うる者獨りのみ除け。●死事する者、後を置くこと律の如くせよ。大いに臂臑股脛を瘃つく、或いは誅斬せば、除け。盜賊と遇うも去りて北げ、及び力、以て追逮して之を捕うるに足るも□□□□□逗留畏栗(慄)して敢えて就かずんば、其の將の爵一級を奪い、之を免じ、爵母き者は、戍邊二歳。而して圜の圜いる圜の圜・圜を罰し、囚を囚て戍邊圜□□圜。吏・徒を興して盜賊を追うに、已に令を受くるも逃げば、畏栗(慄)を以て之を論ぜよ。

(捕律第一四〇—一四三簡)

④では、人を殺傷・「賊殺傷」したり、「強盜」などを行った「羣盜」が発生した場合に、<sup>(15)</sup> 吏や徒がいかに捕縛すべきかを規定するとともに、彼等が捕縛に失敗したり、過失を犯した場合に適用すべき刑罰を定めている。ここからは、<sup>(14)</sup> 県・道はすみやかに捕縛隊を結成し、令・尉が自ら「分將」・「兼將」し、吏や徒を指揮して羣盜捕縛を行ったことがう

かがえる。<sup>(16)</sup> として群盜に捕縛隊の者を殺傷されたのにも関わらず、捕縛隊が群盜を捕らえることができなかった場合、令・尉以下全ての者に戍辺二年を科すことを定める。その後文では、群盜捕縛に際し「逗留」・「畏栗（慄）」を犯した場合、捕縛隊の隊長に奪爵一級、無爵の場合戍辺二年を科し、隊長指揮下の吏や徒に戍辺一年を科すことを定める。④は、県令・県尉に「戍辺刑」が科されるという点で、②③とは状況を異にする。「二年律令」中の各条文でも、例えば「二年律令」錢律第二〇一簡・二〇二簡に

錢を盜鑄す及び佐くる者は、棄市。同居、告せずんば、贖耐。正典・田典・伍人、告せずんば、罰金四兩。或るもの頗る告せば、皆な相い除け。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者、得えずんば、罰金四兩。

とあり、同津関令第四八八―四八九簡に

一、御史、言えらく、塞を越え關を闌りにするは、論ずるに未だ令有らず。●請う、闌りに塞の津●關を出入せば、黥して城旦舂と爲せ。塞を越えれば、斬左止(趾)して城旦と爲せ。吏卒の主者、得えずんば、贖耐。令・丞・令史は罰金四兩。

とあるように、盜鑄錢の犯人を告発しなかったり、みだりに塞の津関を出入する者を捕らえることが出来なかった場合では、県令・県尉は連坐するが、罰金刑が科されるのみ

である。従って、④は特殊な事態における規定と言えよう。では、④は一体どのような状況を示しているのか。

まずは④における捕縛隊の編制について見てみたい。これについては、既に専修大学『二年律令』研究会が検討している<sup>(17)</sup>。それを参考にしつつ捕縛隊の編制を検討してみると、以下のようなになるう。すなわち、同捕律第一四七簡―一四九簡に

能く羣盜一人を産(生)捕す、若しくは二人を斬れば、爵一級を擽(拜)す。其れ一人を斬る、若しくは爵、大夫を過ぐる、及び爵を擽(拜)するに當らざる者は、皆な之を購すること律の如くせよ。

とあり、群盜の捕得・斬首による受爵の規定では、漢爵第五級の大夫以上の爵位を有する者は受爵の対象とはならないことを定めている。次に睡虎地秦簡「秦律雜抄」第三三五簡を見ても

●故大夫の斬首する者は、遷(遷)。

とあり、戦国秦では「故大夫」(もと秦爵第五級大夫を有する者)は斬首することを禁じられていた。ここから大夫以上の爵位を有する者に対する斬首の制限は戦国秦から前漢初期に継受されていたことがわかる。特定の者に対する斬首の制限は、『商君書』境内篇では

其れ戦うや、百將・屯長は斬首するを得ず。三十三首

以上を得ば、論に盈ち、百將・屯長は爵一級を賜う。

とあり、ここでは戦争時に指揮官が斬首をしてはならないとされている。<sup>(18)</sup>ここから、戦国秦の軍隊では指揮官の職務は自ら敵と戦うことではなく、部下を指揮することにあつたことがわかる。<sup>(19)</sup>すると、特定の者に対し斬首の制限を設ける前漢初期でも軍隊の指揮官が直接斬首することはない原則が生きていることが想定される。従って、前漢初期の県令・県尉の盜賊捕縛における職務は捕縛隊を指揮することであり、彼らが盜賊を直接逮捕することはない、と。<sup>(20)</sup>従って、④は人を殺傷するような凶悪な群盜が発生した場合の、いわば有事における規定であり、このような場合にのみ県令・県尉は捕縛隊を指揮したのだろう。そしてその捕縛隊は、県令・県尉が出勤し指揮する必要のある軍事的な組織であつたと言えよう。<sup>(21)</sup>

次に「分將」・「兼將」について見てみたい。ここでは県令・県尉の間に明確な職務分掌があつたことがわかる。『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』整理小組注及び『二年律令与奏讞書』案語では、「分將」は分かれた各部隊をそれぞれ指揮すること、「兼將」は捕縛隊全体を指揮することとする。<sup>(22)</sup>これによれば、県令は捕縛隊全体を指揮し、県尉は各部隊を指揮することになる。とすると、群盜捕縛の際には県令―県尉という指揮系統が形成されていたことにな

前漢初期における県の軍事組織について

る。

以上の考察により、④のような状況では戦時の軍隊に近い組織を編制し、県令による全体指揮、県尉による各部隊の指揮のもと、群盜捕縛が行われていたことがわかる。<sup>(23)</sup>では、以上のような群盜捕縛は、実際にいかに行われていたのか。そこで注目されるのが、張家山漢簡「奏讞書」案例一八である。案例一八は統一秦の事例であるが、④と内容的に重なる点が多いので、前漢初期の盜賊捕縛体制及び軍事組織をうかがう上で参考にすべき資料と言える。従って次節ではこの案例一八を検討したい。

## 第二節 「奏讞書」案例一八の検討

案例一八は、始皇二七年に南郡蒼梧県利郷で起きた反乱において、捕縛隊として派遣された者の中で戦わずに逃亡した者がおり反乱が鎮圧された後、その逃亡者を確保しようとした攸県令庫の行為に問題があり、それを審判するために作成されたものである。<sup>(24)</sup>前半部分は事の顛末が記されている。すなわち、利郷に反乱が起き、義という人物と令史<sup>(25)</sup>が「新黔首」と称される者達を反乱鎮圧のために徴発した。<sup>(25)</sup>しかしこれら新黔首は反乱鎮圧のさなか、武器を持つたまま山中に逃げこんでしまった。義も死亡し、徴発され

た新黔首についての名籍を管理していた駄も逃亡してしまつた。そこで逃亡した新黔首を確保するため庫が、罪を軽くするよう上奏することを独断で彼等に約束し、それにより出頭を促した。後半部分はこの庫の措置に対する尋問が記されている。

まず最初に、逃亡者確保を依頼された庫についてと、蒼梧県と攸県の関係について見てみたい。そもそも庫は攸県令であり、蒼梧県の事件に関わることができるとは考えにくい。しかし第一二九・一三〇簡に

庫曰く、「初めて視事するに、蒼梧守竈・尉徒唯、庫に謂う、「利郷、反す。新黔首、往きて毆（撃）たんとするも、去りて北ぐ。當に捕えて治すべき者多きも、皆な未だ得えず。其の事、甚だ害難あり、敗ると爲らんことを恐る」とと。：。

とあるように、蒼梧守令竈と尉徒唯が新黔首確保を要請したために庫が処理することになった。<sup>(26)</sup> また第一三五・一三六簡に、

：脩（攸）、有（又）た益々新黔首を發して往きて毆（撃）破すること、凡そ三輩。：。

とあり、新黔首も攸県から徵発されている。この蒼梧県と攸県の関係は不明な点が多いが、少なくとも当時の当該地<sup>(27)</sup>では県から県に兵が動員されることがあったのだろう。

次に、兵役に就いていないと思われる新黔首を徵発している点に注目したい。これは、第一節条文④での徒の徵発と同様の措置と考えられる。この点について参考になるのが、郡県の軍事組織において、常備軍と臨時徵発を区別すべきとする重近氏の所論である。氏は、原則として県に配備されるのは常備軍の兵卒であり、その他の兵役に就かない民は「潜在的兵」として戦争時の臨時徵発に備えていたとする。<sup>(28)</sup> 新黔首の徵発も、重近氏の言う臨時徵発と類似するものである。ただし、氏の言う臨時徵発とは、戦争のため郡県が戦時下に置かれた時に行う民の徵発を指すが、案例一八の捕縛隊は、厳密には軍隊とは区別されるので、戦時下ではない平時の徵発と言える。

次に、この案例で問題となっている、庫が逃亡した新黔首を出頭させようとした際、彼らの罪を軽くしようとした措置について見てみたい。それについては、第一四六―一五〇簡、及び第一五七―一五九簡に以下のようにある。

●庫を詰す。「反する羣盜を毆（撃）つに、儻乏して

鬪わざるは、之を論ずるに濫有り。庫、獄を格（格）

掾し、罪人を見るに、濫を以て之を論ぜず。而して上

書して、「獨り新黔首の罪を財（裁）かん」と言うは、

是れ庫、罪人を釋（釋）し縦<sup>はな</sup>たんと欲すればなり。何

をか解あらんや」と。庫曰く、「□等、奪爵して戍せ

しむと上論するは、今、新黔首、實に安輯せざるがためなり。上書して以聞し、陛下に幸に庫に詔して以て之を撫定せしめんと欲す。敢て罪人を擇(釋)し縱はなたず。它是解毋し」と。

●庫を詰す。「等しく奪爵して或(戍)せしむと論ずると雖も濫令毋し。人臣、當に謹みて濫を奏して以て治むべし。今、庫、濫を釋(釋)して上書し、「獨り新黔首の罪を裁かん」と言うは、是れ庫、罪人を釋(釋)し縱たんと欲すること明かなり。吏、以て庫を論ず。庫、何を以て之を解せんや」と。庫曰く「以て之を解する毋し。罪あり」と。…。

●令に、「取る所の荆の新地は、羣盜多し。吏の興す所、羣盜と遇うも、北にぐと云うは、儋乏不鬪の律を以て論ぜよ」と。律に、「儋乏不鬪は、斬。篡遂縦囚すること、死罪の囚ならば、黥して城旦と爲せ。上造以上は、耐して鬼薪と爲せ」と。此を以て庫に當つ。

●之を當つ。庫、耐して鬼薪と爲すに當つ。…。

この記述によれば、庫は、敵前逃亡を犯した者に対し、奪爵あるいは戍辺を科すよう上奏するので、出頭するようにと促したという。実際には、奪爵あるいは戍辺などという措置は法令にはなく、庫は勝手に罪人を赦したとして有罪とされた。ここではまず、逃亡者に対し奪爵あるいは戍

辺を科すという庫の提案に注目したい。この措置は、第一節条文④の、捕縛隊が群盜から被害を受けたのにも関わらず群盜を捕縛できなかった場合、及び捕縛隊の者が「逗留・(30)「畏栗(慄)」を犯した場合に「戍辺刑」を科す措置と酷似している。これをふまえると、庫は、第一節条文④にあるような処罰規定を適用しようとしたと解すべきではないだろうか。案例一八の庫に対する尋問ではそのような措置は法令にはないとされているが、庫は何らかの法的根拠によりこの措置を取ろうとしたはずである。従って、何故庫がこの措置を取ろうとしたのかというと、第一節条文④とほぼ同様の処罰規定が当時存在し、官吏がそれを認識していたからと解することが妥当ではないだろうか。であるからこそ、庫は上記の上奏を行おうとしたのである。

次に令の内容について注目したい。その内容は以下のよう解される。すなわち、荆地方が新たに獲得した領地のため、群盜が多く、吏卒の逃亡には「儋乏不鬪律」を適用する、と。まず令の性質について見てみると、群盜の多い荆地方にのみこの令を適用すると解されるので、少なくとも統一秦における令には地域を限定するものがあったことがわかる。次に新黔首が犯した「儋乏不鬪」について見てみたい。本文で引用されている「律」によると、「儋乏不鬪」を犯した者には斬刑を科したことがわかる。軍事行動



時の逃亡罪については、伝世文献にしばしば「逗留」・「畏懦」という罪名として見える。前者は故意に行軍を留めたり、敵を避けること、後者は敵を恐れて戦わないことである。<sup>(31)</sup> これらの罪に問われた者に対する処罰は、軍事行動時では刑罰の軽重に差があるものの原則として死罪とされる。<sup>(32)</sup> すると軍事行動時における「逗留」・「畏懦」を犯した者に対する処罰は案例一八における「儋之不鬪」を犯した者に対する処罰と死罪を科すという点で共通することがわかる。ただし「逗留」・「畏懦」の罪に適用する刑罰は、第一節条文④では「戍辺刑」であった。そうすると、軍事行動時と群盜捕縛とは、「逗留」・「畏懦」の罪に適用する刑罰の軽重に大きい差があることになる。このことを勘案すると、案例一八では以下のような措置をとっていたのではないだろうか。すなわち、当時、荆の地において、群盜捕縛の際に捕縛隊から逃亡した者には奪爵あるいは戍辺を科していた。しかし、群盜が頻発するので、軍事行動時と同様の規定を適用し、逃亡者には死罪を科すこととした、と。であるからこそ、庫は逃亡者に奪爵あるいは戍辺を科すことができる可能性を主張しているのに対し、令では逃亡者に斬刑を科すことを指示しているのである。

以上のように解されるならば、当時の群盜捕縛隊の過失に対する処罰は以下のようなになる。すなわち、通常は第

一節条文④のような処罰規定を適用し、群盜が頻発する状況になると、取り締まり強化のため、通常よりも規律を厳しくし、軍事行動時の刑罰を適用する、と。案例一八は統一秦の事例であるが、このような例は、前漢中後期にも見える。『漢書』卷八三薛宣伝に

之に久しうして、廣漢郡、盜賊、羣起し、丞相・御史掾史を遣わして逐捕せしむるも克つ能わず。上、乃ち河東都尉趙護を拜して廣漢太守と爲し、軍法を以て從事せしむ。數月して、其の渠帥鄭躬を斬り、降る者數千人、乃ち平ぐ。

とあり、前漢成帝期に廣漢郡で盜賊が頻発した際、河東都尉趙護が廣漢太守となり、「以軍法從事」を行うことにより事態を収束させている。薛宣伝に見える「以軍法從事」とは、大庭脩氏も指摘するように、盜賊捕縛の際に吏卒が過失を犯した場合、「軍法」によって処罰する措置と解される。<sup>(33)</sup> つまり、前漢中後期においては盜賊が頻発した際、しばしば軍事法規を適用して捕縛隊の規律を肅正し、取り締まり強化を図ることがあった。これは案例一八とほぼ同様の措置と言えよう。ここから類推すると、案例一八は、まさしく「以軍法從事」によって群盜取り締まり強化が図られた事例であると解することができるのである。さらに案例一八と前漢中後期の例が類似する状況であるとすると、

両例を比較検討することが可能になり、両例の差異が明らかになると言える。さらにこれらと第一節条文④とを比較することにより、前漢初期の群盜捕縛の特徴がより明らかになり、そこから当時の軍事組織の特徴を類推することができるのではないだろうか。そこで次節ではこれらの比較検討を行いたい。

### 第三節 県における軍事組織の指揮系統

まず、前漢中後期の事例において、いかなる場合、誰によって「以軍法從事」が行われているのかについて見てみたい。一つは、前節でみた薛宣伝にあるように郡太守が行う例である。そのほか『漢書』卷七一雋不疑伝には

武帝末、郡國、盜賊、羣起するや、暴勝之、直指使者と爲り、繡衣を衣、斧を持ち、盜賊を逐捕し、郡國を督課すること、東のかた海に至る。軍興を以て命に従わざる者を誅し、威、州郡に振う。

とあり、同卷七武帝紀によれば天漢二年に、盜賊が頻発した際、暴勝之が直指使者となり、繡衣なる衣服を着、斧を持って盜賊捕縛に派遣されている例が見える。これはいわゆる直指繡衣使者の派遣例である。<sup>34)</sup> 直指繡衣使者とは、

『漢書』卷一九・百官公卿表上に

侍御史に繡衣直指有り、出でて姦猾を討ち、大獄を治む。武帝の制する所にして、常には置かず。

とある武帝期に置かれた侍御史の一種で、臨時の官とされる。右の暴勝之の例も「以軍興誅不從命者」とあるので、軍事法規によって捕縛隊の規律を肅正したものとみてよい。ここから直指繡衣使者が派遣される場合も「以軍法從事」が行われていたことがわかる。そして両者とも実質的な捕縛隊の指揮者は直指繡衣使者暴勝之や広漢太守趙護のような中央官や郡太守であったことが推測される。

では、このことを踏まえて案例一八を見てみたい。前漢中後期の例では「以軍法從事」を行い捕縛隊を指揮するのは中央官や郡太守であった。一方、案例一八の場合は中央からは令によって「以軍法從事」を行うことが命令されるのみで、捕縛隊も県で編制され、県から県へ兵が動員されていた。郡は群盜捕縛に際し過失を犯した者に対する再審などを行うのみであった。ここからは県主導で群盜捕縛が行われていたことがうかがえる。このような違いは群盜發生の範囲・事態の規模の大きさによるものと推測できなくもない。しかし、どちらの例も軍事法規を適用して規律の肅正を行わなければならないような事態に陥っていることからすると、緊急性はほぼ同じと見るべきだろう。すると、「以軍法從事」が行われるような軍事行動が必要な時、前

漢中後期では、中央官・郡太守などが中央の命令により行動しているのに対し、統一秦では中央は令を発するのみで使者を派遣することもなく、郡も関与せずに県が独自に行動していたと解すべきではないだろうか。当然ながらあまりに事態の規模が大きい場合は正式に軍隊の動員が必要になるが、少なくとも案例一八に類する群盜捕縛のための軍事行動については、基本的に県の自由裁量に任せ、事態が悪化すると、中央からの命令を県が対応するという形をとっていたと考えられる。また第一節条文④でも、群盜捕縛は県主導により行われ、少なくともそこからは郡の関与がうかがえないことをあわせて考えると、前漢初期においても群盜捕縛のための軍事行動は統一秦とほぼ同様の体制下で行われたことが推測される。以上の検討からは、秦・前漢初期における県の軍事的権限の大きさが改めて確認できると言えよう。<sup>(35)</sup>

では、このような県主導の軍事行動は、いかなる指揮系統により行われていたのか。重近氏は、虎符などの検討から少なくとも秦では発兵権は県にあり、兵の徵発・編制・発動は県を基礎単位とし、地方常備軍は県に設置されていたと推測しているが、<sup>(36)</sup>実際に軍事行動を起こす際の、県における軍事組織の指揮系統について言及してはいない。そこで第一節条文④を見ると、県令が捕縛隊の全体指揮を行

い、県尉がその指揮のもと、各部隊を指揮していたことに注目される。このような前漢初期における県令の軍事的権限は、秦・楚漢抗争期にかけて県令に一定の軍事指揮権があったとする説と合致する。<sup>(37)</sup>伝世文献では、県令が兵を率いている例が散見し、例えば『史記』卷八九張耳陳余列伝に

蒯通曰く「今、范陽令、宜しく其の士卒を整頓して以て守戦する者なるも、怯れて死を畏れ、貪りて富貴を重んず。…」と。

とあり、秦末の反乱の際、蒯通が武臣に語った言からは、有事の際には県令が県の軍事組織を指揮していたことがうかがえる。さらに楚漢抗争期では、劉邦は「碭郡長」となった後、曹参・周勃・夏侯嬰をそれぞれ戚県令・襄贛令・滕県令に就任させているが、このことについて佐藤氏は、県に多大な軍事力が置かれていたことから、劉邦は家臣を県令に就任させることにより当該県の持つ兵力を吸収しようと目論んだと指摘している。<sup>(38)</sup>劉邦が家臣を軒並み県尉でなく県令に就任させたことは県令の軍事的権限が背景としてあったことのあらわれと言えよう。

一方で、県尉が有事に兵を率いて軍事行動を起こしている事例は管見の限り一例も見い出せない。ただ県尉の本来の職務は徭役や戍卒勞役などの管理であり、これらは軍事

系統により運営されていた。<sup>(39)</sup>これを勘案すると、県尉の職務は以下のようなになる。すなわち、通常時は各所に配置される兵卒や徭役を管理するが、有事の際は県令が県の軍事組織全体を指揮することにより、その補佐的役割を担う。つまり、県の軍事組織では、県令が最高指揮官となり、県尉はあくまでその補佐官となる指揮系統が形成されていたことになる。<sup>(40)</sup>

以上のように解されるならば、当該の体制は、つとに鎌田重雄氏が指摘した郡太守・都尉の関係とほぼ同様のものということになる。すなわち、鎌田氏は、前漢後期の軍事行動の例から、有事の際における郡の軍事的最高指揮官は郡太守であり、都尉は郡太守を補佐する官であったことを論じた。<sup>(41)</sup>本稿で見たように前漢中後期の軍事行動では中央官が郡の軍事組織を指揮する役割を担うこともあるが、郡において編制される軍事組織の指揮系統は鎌田氏の指摘の通りだったのだろう。この前漢後期における郡太守・都尉の関係が、前漢初期の県令・県尉にもほぼ当てはまるのである。前漢初期における当該の体制は、県主導による軍事行動が前提としてあり、県単体が「軍隊」と化して行動することができたあらわれであると言えよう。県が独自に軍事行動を行い得た背景には、以上のような体制があったのである。

おわりに

以上、前漢初期における県の軍事組織と指揮系統について、群盜捕縛における県令・県尉の行動・処遇に注目し検討を行ってきた。今回の検討で明らかになったことをまとめると以下のようなになる。

前漢初期では、凶悪な群盜が発生した場合、県主導で徒など兵役に就いていない者の徵発が行われ、軍隊に準じた捕縛隊が編制されていた。ここから当時の県の軍事組織の一端をうかがうことができる。さらに群盜が頻発すると、軍事法規を適用して捕縛隊の規律を粛清し、取り締まり強化を図った。このような県主導の軍事行動では、県令が軍事的指揮権を持ち、県尉はそれを補佐するという指揮系統が形成されていた。この県令・県尉の関係は、前漢後期に見える郡太守・都尉の関係とほぼ同様のものではあった。

前漢初期に存在していた県の軍事的独立性は、先行研究によれば、前漢初期以後、郡の軍事権が確立するとともに県から失われていく。<sup>(42)</sup>すなわち、県が軍事行動を起こす際には、郡の指示を仰ぐことを必要とするようになったのである。では、このような状況に展開するなかで、前漢の軍事制度がいかなる性質のものであったのか明らかにするた

めには、次に前漢初期における郡主導による軍事行動がいかに行われていたのかについて検討しなければならないだろう。というのも、先行研究では、前漢初期までの県の軍事的独立性が強調される一方で、郡の軍事権が大きく、郡による兵の徴発も行われていることが指摘されている。<sup>(43)</sup>しかし郡主導による軍事行動時に県の軍事組織はいかに行動したのか等、具体的な点については未だ不明な所が多い。郡の軍事権の確立についても、重近氏は、従来県に与えられていた虎符が郡守に移譲された<sup>(44)</sup>と見なし、この時点で郡守の権限強化が行われ、地方常備軍に対する郡の権限確立・県の権限縮小が行われたとするが、実際に県が持っていた虎符が郡に移譲されたことを明確に示す史料はなく、佐藤氏のように郡が軍事権を確立するのは景帝初年とする指摘もある。このように、軍事面における郡と県の関係には検討の余地がある。<sup>(45)</sup>さらにそのような歴史的展開のもと、郡の軍事組織がいかに整備され、それに対応する形で県の軍事組織はいかに変化していったのかについても検討する必要がある。これについては前漢初期の県令・県尉の関係と前漢後期の郡太守・都尉の関係が同様のものであるという本稿の検討結果が深く関係すると思われる。これらの点については別途検討したい。

## 註

(1) 濱口重國『秦漢隋唐史の研究』第二部第一「踐更と過更―如淳説の批判」、第二「踐更と過更―如淳説の批判」補遺、第三「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」(東京大学出版会、一九六六年九月) 参照。兵制関係の先行研究は膨大な数があるが、主な論文は、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』第四章「徭役・兵役」(汲古書院、一九九三年一月)、重近啓樹『秦漢税役体系の研究』第五章「兵制をめぐる問題」、第六章「兵制の研究」(汲古書院、一九九九年三月)、藤田勝久『中国古代国家と郡県社会』第二編第五章「漢代の徭役労働と兵役」(汲古書院、二〇〇五年一月) が挙げられているので、そちらを参照されたい。

(2) 藤田氏は、秦兵馬備の構成から統一秦における軍隊を以下のように推測している。すなわち、一号・二号備抗の構成は京師の一般軍隊である中尉の軍隊が、三号備抗は始皇帝の行進に備える護衛隊が反映されている。これらは軍吏と思われる武官備等と、一般兵と思われる歩兵備に区別されている。前者は在官・騎士等の常備軍が、後者は徴発された卒のなかでも精鋭とされる者の部隊が反映されている。これらは郡県下の軍隊と同じ性格を持つことが推測される、と。(1) 藤田氏著書第一編第三章「戦国・秦代の軍事編成―秦始皇陵兵馬備の軍陣をめぐる―」参照。

(3) (1) 重近氏著書所収論文参照。

(4) 佐藤直人「秦漢期における郡―県関係について―県の性格変化を中心に―」(『名古屋大学東洋史研究報告』二四、

二〇〇〇年）参照。

- (5) 張家山漢簡についての積文・図版・簡番号は彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与秦讞書』張家山二四七号漢墓出土法律文献积読』（上海古籍出版社、二〇〇七年八月、以下、『二年律令与秦讞書』と称す）によった。睡虎地秦簡についての積文・図版は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年九月）に、簡番号は雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年九月）によった。

- (6) 宮宅潔『秦漢刑罰体系形成史への一試論―腐刑と戍辺刑―』（『東洋史研究』六六―三、二〇〇七年）。

- (7) 以下、『二年律令』中の軍事法規とは関連しないと思われる条文を挙げる。なお、張家山漢簡・睡虎地秦簡中の「戍辺刑」の用例では、「戍…歳」・「戍邊…歳」・「以卒戍邊…歳」の三形式が見えるが、本稿ではとりあえずそれらは同義とみなす。

有任人以爲吏、其所任不廉・不勝任以免、亦免任者。其非吏及宦也、罰金四兩、戍邊二歳。（置吏律第二一〇簡）  
博戲相奪錢財、若爲平者、奪爵各一級、戍二歳。

（襍律第一八六簡）

諸不爲戸、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歳、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有（又）畀之所名田宅、它如律令。

（戸律第三三三・三三四簡）

また次の条文は、途中が欠損しており全体の意味がとりづ

前漢初期における県の軍事組織について

らいたため、検討から除外する。

諸□津關所索得雖未出、皆坐臧（贓）爲盜、□皆索弗得、戍邊二歳。（均輸律第二二六簡）

- (8) 于豪亮『于豪亮學術文存』所収「雲夢秦簡所見職官述略」（中華書局、一九八五年一月）参照。なお、士吏は前漢後期の敦煌漢簡・居延漢簡に散見し、そこでは候官に所属する官として見える。陳夢家『漢簡綴述』（中華書局、一九八〇年十二月）、初山明『漢帝国と辺境社会』（中公新書、中央公論新社、一九九九年四月）など参照。

- (9) 水間大輔「秦・漢の亭卒について」（工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、二〇〇九年三月）参照。

- (10) 「與同罪」については、富谷至『二年律令に見える法律用語―その（一）』（『東方学報 京都』七六、二〇〇四年）参照。

- (11) 臧知非「“謫戍制”考析」（『徐州師範學院學報（哲学社会科学版）』、一九八四年第三期）、盧星「試論秦漢謫戍的幾個問題」（『江西師範大學學報（哲学社会科学版）』一九八八年第四期）、蔣非非「秦代謫戍・贅婿・閭左新考」（『北京大學學報（哲学社会科学版）』、一九九五年第五期）、高敏『睡虎地秦簡初探』所収「労働人民は戍辺徭役の主要承担者」（増補版、万卷楼圖書出版公司、二〇〇〇年四月）参照。

- (12) 早稲田大学簡帛研究会「張家山二四七号墓竹簡訳注（五）―二年律令訳注（五）金布律訳注―」（『早稲田大学長江流

域文化研究所年報』五、二〇〇七年）参照。なお、「同食」については「二年律令」金布律第四三〇—四三三簡に「不幸流、或能産（生）季（拯）一人、購金二兩。季（拯）死者、購一兩。不暫（知）何人、廁（剡）狸而枕之。流者可季（拯）、同食、將吏及津番夫、吏弗季（拯）、罰金二兩。季（拯）亡船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。有識者、予而令自購之」とある。

(13) (8) 于氏論文参照。

(14) 賊殺傷とは、水間大輔氏によれば、計画的であると否とに関わらず、故意に人を殺傷したことを指す。水間大輔『秦漢刑法研究』第二章「秦律・漢律における殺人罪の処罰」、第三章「秦律・漢律における傷害罪の処罰」（知泉書館、二〇〇七年二月）参照。

(15) 群盜について、水間大輔・石岡浩両氏によれば、「二年律令」賊律第六二簡に「盜五人以上相與功（攻）盜、爲羣盜」とあり、「五人以上」が「攻盜」を行う場合群盜と見なされる。(15)水間氏著書所収論文、石岡浩「戦国秦の盗罪にみる刑罰加重の法則—城旦舂罪を回避する遷刑の役割—」（『中国出土史料研究』一一、二〇〇七年）参照。

(16) 京都大学「三国時代出土文字資料の研究」班はここでの「吏」・「徒」をそれぞれ官吏・刑徒の意とするが、専修大学『二年律令』研究会は「徒」は徵発された民である可能性を指摘する。本稿では後述する「奏讞書」案例一八で民が徵発されていることも勘案して、とりあえず「徒」には民の徵発も含むとする。富谷至編『江陵張家山二四七号出

土漢律令の研究 訳注篇』（朋友書店、二〇〇六年一〇月）、専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（四）—告律・捕律・亡律—」（『専修史学』三八、二〇〇五年）参照。

(17) (16) 専修大学『二年律令』研究会訳注参照。

(18) 『商君書』境内篇の本文は蔣礼鴻『商君書錐指』（新編諸子集成、中華書局、一九八六年四月初版）によった。

(19) 以上の「二年律令」と「秦律雜抄」・『商君書』境内篇とをめぐる解釈は専修大学『二年律令』研究会によった。ただし専修大学『二年律令』研究会は群盜ではない通常の盜賊捕縛の編制について注釈を施している。(16) 専修大学『二年律令』研究会訳注参照。

(20) この解釈に関し、「秦律雜抄」では「故大夫」が斬首した場合遷刑を科すことを定めているのに対し、「二年律令」では大夫を有する者が群盜を捕得ないし斬首した場合は錢を与えることを定めていることから、「二年律令」の段階になると大夫が斬首してもよいことになり、解釈に問題が出る。しかし、群盜ではない通常の盜賊の捕縛に関する規定である①では、県令・県丞・県尉に「戍边刑」は科されていないのに対し、④では県令・県尉に「戍边刑」が科される可能性があることに注目したい。盜賊捕縛に関する史料は比較的多く残されており、例えば睡虎地秦簡「封診式」第六〇五・六〇六簡に「羣盜 爰書、某亭校長甲・求盜才（在）某里曰乙・丙縛詣男子丁、斬首一、具弩二・矢廿、告曰「丁與此首人強攻羣盜人、自晝甲將乙等徼循到某山、

見丁與此首人而捕之。」とあるのをはじめ、盜賊の捕縛には亭に所属する校長(亭長)・求盜が捕縛の任務に当たり、④のように県令・県尉が捕縛に参加する例は見えない。従って④は凶悪な群盜に対処するための特別規定と考えられる。

(21) 専修大学『二年律令』研究会も④の編制を「軍隊編成に模した隊」とする。(16)専修大学『二年律令』研究会訳注参照。

(22) 『張家山簡墓竹簡(二四七号墓)』(文物出版社、二〇〇一年一月)及び(4)『二年律令与奏讞書』参照。『二年律令与奏讞書』案語は、『漢書』卷六六劉屈氂伝に「太子既誅充發兵、宣言帝在甘泉病困、疑有變、姦臣欲作亂。上於是從甘泉來、幸城西建章宮、詔發三輔近縣兵、部中二千石以下、丞相兼將。太子亦遣使者橋制、赦長安中都官囚徒、發武庫兵、命少傅石德及賓客張光等分將、使長安囚如侯持節發長水及宣曲胡騎、皆以裝會」とある例を引く。

(23) ただし、③のように行軍中というまさに軍事行動時における「戍辺刑」の適用例では、県令・県尉には「戍辺刑」は科されていない。これは恐らく、③が行軍中に起こる違反であり、戦闘が行われている時ではないため、連坐として「戍辺刑」が科されるのは違反を犯した者の直近の指揮官に止まり、県令・県尉には「戍辺刑」の適用が及ばない例であろう。④では県令・県尉が直接現場に赴いて吏卒を指揮するため、その捕縛の失敗は県令・県尉の責任となり、「戍辺刑」が科されたと言える。

前漢初期における県の軍事組織について

(24) この案例一八の注釈・訓読・日本語訳として、学習院大学漢簡研究会「秦代盜牛・逃亡事件—江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む—」(『学習院史学』三八、二〇〇〇年)、注釈・中国語訳として高恒『秦漢簡牘中法制文書輯考』一七『奏讞書』注釈(社会科学文献出版社、二〇〇八年九月)がある。

(25) 「新黔首」については、整理小組も注釈をつけておらず、詳細は不明だが、秦が新たに獲得した地に居住する民のことであろう。学習院大学漢簡研究会は一過性の用語であるとする。(24)学習院大学漢簡研究会訳注参照。

(26) 「蒼梧守」について、『張家山漢墓竹簡』整理小組は蒼梧県守令とするが、陳偉氏は里耶秦簡J1①6正面で巴郡・南郡とともに「蒼梧」が並記されていることから、案例一八の竈は蒼梧郡守と解す。陳偉「秦蒼梧・洞庭二郡芻論」(『歴史研究』、二〇〇三年第五期)参照。また鄒水傑氏は「守」を「令」・「嗇夫」と同義の表記とする。鄒水傑「里耶簡牘所見秦代県廷官吏設置」(『咸陽師範學院学报』、二〇〇七年第三期)参照。しかし、案例一八第一三一簡に「蒼梧縣」とあること、蒼梧郡守が南郡蒼梧県利郷で起きた反乱鎮圧を攸県令に依頼するとは考えにくいことから、少なくとも「蒼梧守」は蒼梧県令であろう。また鄒氏の所論を勘案しても「守令」の省略である可能性も捨てきれないので、とりあえずここでは整理小組の解釈に従う。

(27) 李学勤・劉向明両氏は、当時は蒼梧県が新設されたばかりのため、その政務は攸県が管掌できたとする。李学勤



『奏讞書』解説(下)、『文物』、一九九五年第三期)、劉向明「張家山漢簡『奏讞書』所見漢初对官吏犯罪的懲処」(『嘉応学院学報(哲学社会科学版)』、二〇〇四年第四期)参照。

(28) (1)重近氏著書所収論文参照。なお、常備軍については佐藤氏のようにその存在を疑問視する指摘もある。(4)佐藤氏論文参照。しかし「二年律令」や里耶秦簡では「乗城卒」など城塞に配属される兵卒が見えるので、少なくとも兵卒は恒常的に各所に配置されていたと考えられる。ただそれを「常備軍」と解すかどうかは未だ検討の余地がある。(29) 本文では奪爵してさらに戍辺を科すと記されているので、ここでは逃亡者が有爵者であることを前提にしていることであるが、群盜捕縛において過失を犯した者が無爵者である場合も当然あり得るので、ここでは「奪爵あるいは戍辺」と明記した。

(30) 張伯元氏もこのことを指摘し、当時奪爵あるいは戍辺という措置は法律条文を作る条件として未成熟であったとする。張伯元『出土法律文献研究』所収「『爵戍』考」(商務印書館、二〇〇五年六月)参照。

(31) 沈家本『漢律摭遺』、程樹德『九朝律考』、張鵬一『漢律類纂』参照。

(32) 早稲田大学長江流域文化研究所『後漢書』西羌伝訳注(二二)、『早稲田大学長江流域文化研究所年報』五、二〇〇七年)参照。

(33) 大庭脩『秦漢法制史の研究』第四篇第一章「前漢の將軍」

(創文社、一九八二年二月)参照。

(34) (33)大庭氏著書所収論文参照。池田雄一氏は、直指繡衣使者は、治獄・治安維持全般に関わっていたとする。池田雄一『中国古代の律令と社会』Ⅱ第七章「漢代の治獄―廷尉平と直指繡衣使者」(汲古書院、二〇〇八年三月)参照。

(35) (4)佐藤氏論文、紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』第一編第一章「前漢前半期における県・道による行政」(朋友書店、二〇〇九年三月)参照。ただし、紙屋氏は、「奏讞書」案例一で郡が兵を徵発していることから、前漢の兵権の所在については検討の余地があるとする。

(36) 虎符とは發兵の際に使用される用具で、戦国秦末のものとしてされる新鄭虎符には「甲兵之符、右才(在)王、左才(在)新鄭。凡興士被甲、用兵五十人以上、必會王符、乃敢行之。燔燹事、雖母(毋)會符、行殿(也)」とあり、虎符の右半分は秦王が持ち、左半分は新鄭県が持ち、五〇人以上の兵卒を動員する時は秦王の符と符号させて動員し、緊急時には虎符の使用をまたずに動員すべきことが記されている。また統一秦のものとしてされる陽陵虎符には「甲兵之符、右才(在)皇帝、左才(在)陽陵」とあり、右半分は皇帝が持ち、左半分は陽陵県が持つと記されている。ただし大庭氏は虎符はあくまで中央から郡県に送る出兵命令の伝達者の真实性を証明するためのもので、郡県の出兵命令の正当性を保証するものではないとする。(33)大庭氏著書第三篇第三章「居延出土の詔書断簡」参照。虎符については容庚『秦漢金文録』(中央研究院歴史語言研究所專刊五、一

九三一年一二月)を参照した。

- (37) このことについて、佐藤氏は、秦では県令の軍事的指揮権は個別の籠城戦などに限定され、地方における兵権は、郡が第一次的、県が第二次的な指揮権を有し、郡の第一次の軍事指揮権が機能しなかった場合、県の第二次的な軍事指揮権が発動されたとする。(4)佐藤氏論文参照。

- (38) (4)佐藤氏論文参照。曹参については『史記』卷五四曹相国世家に「楚懷王以沛公爲碭郡長、將碭郡兵。於是乃封參爲執帛、號曰建成君。遷爲戚公、屬碭郡」とあり、同文を載せる『漢書』卷三九曹参伝の顔師古注に「爲戚縣之令」とある。周勃については『史記』卷五七絳侯周勃世家に「楚懷王封沛公號安武侯、爲碭郡長。沛公拜勃爲虎賁令、以令從沛公定魏地」とある。夏侯嬰については『史記』卷九五樊鄴滕灌列伝に「因復常奉車從擊秦軍雒陽東、以兵車趣攻戰疾、賜爵封轉爲滕公。因復奉車從攻南陽、戰於藍田・正陽、以兵車趣攻戰疾、至霸上」とある。

- (39) 県尉の徭役管理については『史記』卷一二四游侠列伝に「乃陰請尉史曰「是人吾所急也。至踐更時脱之」。每至踐更、數過、吏弗求」とあり、尉史が徭役の一つである踐更を管理していることから、県尉も何らかの形で関係していたことが推測される。戍卒勞役管理に関しては「秦律雜抄」第三六九・三七〇簡に「令戍者勉補繕城、署勿令爲它事。已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事、使者貲二甲」とあり、県尉が戍卒の労働現場を巡察していることがうかがえる。

前漢初期における県の軍事組織について

- (40) 県丞の軍事的権限については、高村武幸氏は、県令よりも制限されたものであったとする。高村武幸『漢代の地方官吏と地域社会』第三部第三章「秦漢時代の県丞」(汲古書院、二〇〇八年一月)参照。

- (41) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第二篇第六章「郡都尉」(日本学術振興会、一九六二年二月)参照。

- (42) (4)佐藤氏論文参照。

- (43) (35)紙屋氏著書所収論文参照。

- (44) 『史記』卷一〇孝文本紀文帝二年条に「九月、初與郡國守相爲銅虎符・竹使符」とあり、文帝二年に郡守に銅虎符・竹使符が与えられたことが知られる。(1)重近氏著書所収論文参照。また大庭氏は文帝二年が文帝即位後まもなくの時期であり、文帝の近臣が武力を掌握していく中、前漢建国の功臣である周勃をめぐる軋轢が起こったために文帝政権に対する反感や疑惑が存在したと推測し、虎符を郡守に与えることによって、皇帝と郡守の間の信頼関係を強化し、命令と報告を逐次確認できるようにしたとする。(36)大庭氏著書所収論文参照。

- (45) (4)佐藤氏論文参照。

〔附記〕本稿は、二〇〇八年一月一日に行われた二〇〇八年度早稲田大学史学会大会東洋支部会において発表された「秦漢時代における「戍辺刑」の性質」を、大幅に加筆・修正して論文としてまとめたものである。